GX(省エネ・再エネ)設備導入支援事業 公募要領

公益財団法人 石川県産業創出支援機構

昨今、世界的に原油価格や原材料費等が高騰しており、企業における「エネルギーコストの削減」の重要性はますます高まっています。また、グローバル企業を中心に、サプライチェーン全体の「脱炭素化」が進められており、中小企業においても、取引の維持・拡大のためには、環境配慮型ビジネスモデルへの変革が求められています。このような取り組みは、GX(Green Transformation)と呼ばれ、今後の企業の競争力強化に不可欠な要素です。

公益財団法人石川県産業創出支援機構では、<u>省エネ設備の更新や再エネ設備の導入により、エネルギーコストの削減を図るとともに自社の脱炭素化に向けた取り組みを推進する県内中堅・中小企業者等</u>を支援し、もって県内企業の競争力強化を図ることを目的に、GX(省エネ・再エネ)設備導入支援事業を下記のとおり公募します。

記

1 補助対象事業

石川県内の事業所等において、以下の①、②に該当する事業を行う申請者に対して補助金(注1)を交付します。ただし、本補助金の交付を受けようとする上記事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている、または受ける予定の場合は、交付対象となりません。

- ① エネルギー (燃料・電力) の消費抑制を図るために、既存の設備等をより省 エネ効果の高い設備等へ更新する、あるいは既存の生産設備等に省エネ機能 を付加する事業=「省エネ事業」
- ② ①に加え、事業所等全体のエネルギーコスト削減のため、再エネ設備の導入を行う事業=「再エネ事業」(注2)
 - (注1) 本事業は、一定条件を満たすことで支給される「助成金」とは異なり、「補助金」であるため、<u>申請内容に対して審査を行い、総合的に判断して採否を決定</u>します。 同一の省エネ設備、再エネ設備であっても、申請企業によって採否が異なる場合があります。
 - (注2)「再エネ事業」のみで申請することはできません。また、「再エネ事業」は申請金額に上限(再エネ50%ルール)があります(「3補助率・補助限度額・補助対象期間」を参照)。

【対象となる想定例】

以下は例示であり、当該補助事業の趣旨・要件に合致すると認められる 事業は幅広く対象となります。

- (1) 省工ネ事業
 - ・重油ボイラを、よりエネルギー効率のよいガスボイラへ更新
 - ・重油ボイラを、ヒートポンプ等を組み合わせたボイラシステムへ更新
 - ・灯油を燃料とする乾燥炉を、電気乾燥炉へ更新
 - ・既存の生産設備に、インバーター機能を付加
 - ・射出成形機を、よりエネルギー効率のよい射出成形機へ更新
- (2) 再エネ事業

以下の①から⑦の設備いずれかまたはその組み合わせにより、再生可能 エネルギーを発生させることでエネルギーコスト削減効果が得られる 事業等(注3)

- ① 太陽光発電設備
- ② 風力発電設備
- ③ 水力発電設備
- ④ 地熱発電設備
- ⑤ バイオマス発電設備
- ⑥ 熱利用設備(太陽熱、地中熱、バイオマス熱、温度差熱など)
- ⑦ ①から⑥に関連した「蓄エネ設備」(注4)
- (注3)「省エネ」と「再エネ」を組み合わせた設備の導入も補助対象とします。ただし、経費を「省エネ」と「再エネ」で切り分けて計上する必要があります。切り分けられない場合は、装置全体を「再エネ」装置として取り扱います(「3 補助率・補助限度額・補助対象期間」を参照)。
- (注4)「蓄エネ設備」については、本事業の「再エネ事業」で発生する余剰電力等を蓄える設備のみを「再エネ設備」として計上可能です。既存の再エネ設備の電力を蓄えるものや、再エネ電力と電力会社等から購入する電力が混在する蓄電池等は補助の対象とはなりません。
- ※<u>工事費、材料・消耗品費については、設備の更新等に必要不可欠な付帯工事と</u> その関連経費のみが対象となります。

【対象とならない例】

- (1) 本補助金における「機械装置」ではないもの
 - ・ 建物の改修工事
- 例) 壁の断熱
- ・整地、地盤改良工事など
- 車両運搬具
- 例)既存車両を電気自動車への更新
- (2) 「省エネ設備」において、既存設備への更新や機能付加が伴わないもの
 - ・新規に増設する製造ラインへの省エネ設備の導入
 - 新築、新設の事業所への省エネ設備の導入
- (3) 「省エネ設備」において、EMS のうち、消費電力等の把握等にとどまり 電力使用料を抑制するなど省エネに資する機能を有していないもの
- (4) 「省エネ設備」において、更新前と比べ、エネルギー消費やコスト増加 になる取り組み(人件費等も含めたコスト削減は本事業の対象外)
- (5) 省エネ診断等の設備導入前後に実施する調査費
- (6) 税抜単価 100 万円未満の装置 例)LED 照明器具

2 補助対象者

補助対象者は、①~③の全てに該当するものとする。

① 石川県内に本社または主たる事業所を有する中堅・中小企業者等であること。

本事業における「中小企業者等」とは、ア、イのいずれかに該当する者、「中堅企業等」とは、ウに該当する者とする。

ア【中小企業者(組合関係以外)】

・資本金または従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社または個人であること。

主たる事業として営んでいる業種	資本金 (資本の額また は出資の総額)	従業員数〔常勤〕 (※1)
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5 千万円	100 人
小売業	5 千万円	50 人
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよび チューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円	900 人
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5 千万円	200 人
その他の業種(上記以外)	3 億円	300 人

(※1) 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

ただし、次の(1)~(5)のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。((みなし大企業)

- (1) 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中堅企業を除く)が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業(中堅企業を除く)が所有している中小企業者
- (3) 大企業(中堅企業を除く)の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数または出資価格の総額を(1)~(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)~(3)に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中 小企業者

ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規程を適用しません。

イ【中小企業者(組合関係)】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合(※1)、生活衛生同業小組合(※1)、生活衛生同業組合連合会(※1)、酒造組合(※2)、酒造組合中央会(※2)、酒販組合(※2)、酒販組合連合会(※2)、酒販組合中央会(※2)、西販組合(※3)、大大術研究組合(直接または間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

- (※1) その直接または間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額もしくは出資の総額とする法人または常時50人(卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であること。
- (※2) その直接または間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額もしくは出資の総額とする法人または常時300人以下の従業員を使用する者であるものならびに酒販組合、酒販組合連合会および酒販組合中央会であって、その直接または間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額もしくは出資の総額とする法人または常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。
- (※3) その直接または間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額もしくは出資の総額とする法人または常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

ウ【中堅企業等】

会社、個人または組合(「イ」に列挙している組合に限る。)のうち、「資本金の額または出資の総額が10億円未満であること」または、「従業員数(常勤)が2,000人以下であること」(ただし、上記「ア」または「イ」に該当するものを除く。)。

- ② <u>設備を導入する拠点が</u>「いしかわ事業者版/工場・施設版環境 ISO」に登録されている、もしくは本補助金申請時から過去3年以内に省エネ診断を受けていること。
 - ※上記要件を満たさない場合でも、以下の①または②に関する「申請要件に関する誓約書」を、応募時に提出することで補助対象者とみなします。
 - ①本補助金の事業期間内に「いしかわ事業者版/工場・施設版環境 ISO」に 登録の申請を行うこと
 - ②本補助金の事業期間内に省エネ診断を受けること

「いしかわ事業者版/工場・施設版環境 ISO」について https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/iso_business/

- ※省エネ診断については、機器単体ではなく、全社または導入する拠点単位での診断を 受けてください。実施主体は問いませんが、詳細については、事前に事務局までお問 い合わせください。
- ③ 本事業における省エネ・再エネ設備等を、「県内の事業所」に導入すること。 再エネ設備については、原則、県内の同一敷地内において、創エネとエネ ルギー消費の両方が行われる(いわゆる「自家消費型」)を前提としています。

3 補助率・補助限度額・補助対象期間

補助率	補助対象経費の2分の1以内 ただし、【賃上げ要件】(※1)を満たす場合は、補助対象経費 の3分の2以内
補助限度額	(上 限) 6,000 千円 (下 限) 500 千円 (補助率 1/2 の場合) 666 千円 (補助率 2/3 の場合) ※機械装置の最低税抜単価を100 万円としているため なお、補助金額は千円単位とし、端数は切捨てます。
再エネ 50% ルール	補助金額算定時には、再エネにかかる補助対象経費は、省エネにかかる補助対象経費と同額まで認め、再エネの補助対象経費の比率を50%までとします。(※2)
補助対象期間	採択日(交付決定日)から最長で令和6年2月29日まで
加点要件	「パートナーシップ構築宣言」を公表している事業者は、審査 で加点します (※3)。

(※1)【賃上げ要件】

令和5年1月1日から補助対象期間終了(最長令和6年2月29日)までの間(注1)に、任意の連続する2か月間のそれぞれの月の一人当たり平均給与支給額(注2)を、前年同期間と比較して4%以上増加(注3)させること。

また、応募申請時に、「賃金引上げ計画の誓約書」を、事業終了後の実績報告時には「賃金引き上げを証明する書類(注4)」を提出する必要があります。

- (注1)「給与支給対象の日のすべて」が上記期間内である必要があります。 例えば、令和5年1月給与の対象日が「令和4年12月16日~令和5年1月15日」 の場合は、令和4年12月16日~12月31日が賃上げ比較対象期間外となるため、 連続する2ヶ月に含めることができません。
- (注2) 一人当たり平均給与支給額は、「給与支給総額/全従業員数」で算定します。

①全従業員数の定義

「賃上げ」の趣旨を鑑み、対象は「雇用保険に加入している者」とし、雇用保険の被保険者とならない役員や時短勤務者(1週間当たりの所定労働時間が20時間未満等)は含みません。

ただし、若手従業員や非正規社員を大量に採用するなど従業員数に大幅な変動が 生じた場合は、それらを、「全従業員数」ならびに「給与支給総額」から除くことを 認めます。

②給与支給総額の定義

給料(基本給)、月単位での変動要素がない手当(例:職務手当、家族手当、住宅 手当、通勤手当等)を含む必要があります。物価高騰対策手当等を給与支給総額に含 めることもできます。 月単位での変動要素の大きい手当(時間外手当、深夜残業手当、休日手当等)や、 法定福利費(事業主負担分の保険料)や福利厚生費、賞与、退職金、役員報酬は除き ます。

ただし、「手当の減額、廃止などで相殺することなく、給料(基本給)の引き上げにより賃上げを達成している場合」に限り、給料(基本給)のみを、給与支給総額として算定することを認めます。

(注3) 賃上げの定義について

「給与支給総額/全従業員数」が前年同時期と比較して 4%以上増加することを要件としていますので、賃上げ理由が、「定期昇給、ベースアップ、手当等」は問いません。

(注4) 賃金引き上げを証明する書類について

報告様式に加えて、賃上げ後の任意の2か月間に含まれる日に出力した「事業所別被保険者台帳」、賃上げ対象となる<u>全員分の</u>「賃金台帳等」の提出を求めます。

(※2) 【再エネ50%ルール】

例) ボイラ 500 万円、太陽光発電装置 700 万円の場合の計算例

	補助対象経費	補助金額算定時の ② 補助対象経費 (再エネ50%要件適用)	補助率	補助金申請 上限額	補助金申請額 (④を超えない額
省エネ	5,000,000	^① 5,000,000		4	を手入力して ください)
再エネ	7,000,000	^③ 5,000,000			(),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
合計	12,000,000	10,000,000	1/2	5,000,000	5,000,000

(※3)【加点要件】

「パートナーシップ構築宣言(サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める取り組み)」ポータルサイト(https://www.biz-partnership.jp/index.html)において宣言を公表している事業者

(応募申請時点で、上記ポータルサイトに登録申請していることが必須)

【注意点(重要)】

- ・実績報告時に、【賃上げ要件】を満たさないことが判明した場合は、補助率が 2/3 から 1/2 に変更となります。
- 補助金申請額が補助下限額未満の場合は申請できせん。
- ・事業計画書を提出した後、補助対象期間中を含めて、やむを得ない事情や軽 微な変更の場合等を除き、原則、事業内容の変更は認められませんので、事業 計画書を作成する際は、あらかじめ見積書(経費の内訳が分かるもの)を取得 するなどして、事業予算も含めて事業内容をしっかりと検討したうえで作成 してください。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

項目	内容
機械装置費	省エネ・再エネ設備の購入に要する経費
	※税抜単価が100万円以上の機械装置のみ補助対象となります。
	※「付帯工事など、設備の取得価格に含まれる工事費」、「設置搬入費」、
	「設計費」、「部品を組み合わせて自ら装置を製作する場合の部品費」
	は「機械装置費」となります

(2) 補助対象外経費

次のいずれかに該当する経費については、原則、補助対象経費とはなりません。

- ・交付決定日よりも前に、発注、購入、契約等を実施したもの
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できない経費
 - → 原則、振込による支払の証拠書類が必要であり、<u>特に相殺、小切手、手形決済、</u> 電子債権は不可
- ・発注から支払い完了まで補助事業期間内で完結していない経費
 - → 発注・納品・請求・支払いの全てが補助事業期間内であることが必要
- ・県外の事業所・工場等に設置した「機械装置」等
- ・更新前機器の撤去費、処分費
- · 燃料代、光熱水費
- ・電話代等の通信費
- ・文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・振込等手数料(代引手数料含む)
- ・公租公課(消費税および地方消費税額等)
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン、プリンタ、 文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等の購入 費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用など)
- ・中古品の購入費
- ・自社やグループ会社から調達する場合
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

なお、交付申請時や実績報告時に減額となり、機械装置の税抜単価が 100 万円未満となった場合は、当該装置は補助対象外となりますのでご注意ください。

(3) 実績報告時に提出が必要な書類

- · 実績報告書(指定様式)
- ・「見積書 (2者の相見積書、もしくは業者選定理由書)」、「発注書 (契約書)」、「納品書 (業務完了報告書)」、「請求書」、「支払証明書 (振込控または振込処理済通知書、当座勘定照合表等)」等 経理書類 5 点セット (1 つでも欠けた場合、補助対象外となります。)
- · 取得財產資產管理台帳

・設備の設置場所に関する写真・図面等

【省エネ機器】

機械装置の更新「前後」の写真を比較し、更新の確認を行います。このため、「撤去作業前の、装置を含めた設置場所全体の写真」、「設置場所から更新前の装置が撤去されたことがわかる写真(例:更地)」、「更新後の装置を含めた設置場所全体の写真」の3点を提出する必要があります。

【再エネ設備】

「設備導入前の設置場所全体の写真」「設備導入後の設置場所全体の写真」の2点を提出する必要があります。

【賃上げ要件

賃上げを証明する指定様式、賃上げ後の任意の2ヶ月間に含まれる日に出

適用者】

力した「事業所別被保険者台帳」、賃上げ対象となる全員分の賃金台帳等

5 募集期間および応募方法

(1) 募集期間

令和5年3月28日(火)から令和5年5月31日(水)午後4時(必着)まで

- (2) 申請様式 (石川県産業創出支援機構のHPからダウンロード) 【URL】https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41170660.html
- (3)申請書類
 - ①「事業計画書(別記様式、別紙1~3、チェックリスト)」
 - ②「申請者の決算書(直近2カ年分)」
 - ・中堅・中小企業の場合は、貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書(個人事業主の場合は、税務署に提出した直近2か年分の確定申告書一式の写し[貸借対照表、損益計算書、月別売上(収入)金額および仕入金額、減価償却費の計算などを含む])。組合の場合は、直近2か年分の決算書および定款。創業間もない場合は、履歴事項全部証明書および作成済みの決算書)
 - ③「いしかわ事業者版/工場・施設版環境 ISO」の登録証の写し、もしくは、本補助金申請時から過去3年以内に省エネ診断を受けたことがわかる書類の写し、もしくは「申請要件に関する誓約書(事業計画書のエクセルファイル内にひな形があります)」
 - ④【加点要件】「パートナーシップ構築宣言」の内容が記載された文書 (パートナーシップ構築宣言ポータルサイトで公表されているもの)
 - ⑤【**賃上げ要件**】「**賃金引上げ計画の誓約書**(事業計画書のエクセルファイル内 にひな形があります)」
 - ※応募書類とは別に、賃上げ予定が賃上げ率4%以上を満たすことを確認するためのエクセル様式を別途ご提出いただだきます。
 - ⑥「設備のカタログ等、更新等を行う設備の概要が分かる資料」
 - ⑦「会社案内」

(4) 提出方法

申請書類の提出は、①電子申請システム [jGrants] 【推奨】、②電子メール+郵送、のいずれかの方法に限ります。

【①電子申請システム、②電子メール+郵送:共通】

	提出書類	提出形式
	●事業計画書(別記様式、別紙 1~3、チェック リスト)	・エクセル ファイル【必須】
必須	●申請者の決算書(直近2か年分)●「いしかわ事業者版/工場・施設版環 ISO」の登録証の写し、もしくは、本補助金申請時から過去3年以内に省エネ診	・PDF ファイル (ワード・エクセル ファイル可)
	断を受けたことがわかる書類の写し、 もしくは「申請要件に関する誓約書」 ●「設備のカタログ等、更新等を行う設備の 概要が分かる資料」 ●「会社案内」	※「申請要件に 関する誓約書」 はエクセルファ イル必須
要賃件に	●賃金引上げ計画の誓約書 (事業計画書のエクセルファイルにシートあり)	・エクセル ファイル【必須】
加点要件	●「パートナーシップ構築宣言」の内容が記載 された文書 (パートナーシップ構築宣言ポータルサイト: https://www.biz-partnership.jp/index.html で公表されているもの)	・PDF ファイル (ワード・エクセル ファイル可)

※ ①電子申請システムの場合、事業計画書の表紙 (別記様式) に「代表者印」 の捺印が不要のため、別途郵送していただく書類はありません。

【②電子メール+郵送の場合に、別途郵送するもの】

提出書類	備考
「代表者印」を捺印した 事業計画書の表紙(別記様式)	・原則郵送。ただし、募集期間終了間際 のみ、持参可 ・その他の書類の郵送は不要

※ 募集期間内に、電子メール・郵送の両方を提出して頂く必要があります。

< ②電子メール+郵送の提出書類 >



(5) 提出先

郵送先住所	〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1F (公財)石川県産業創出支援機構 企業振興部 設備導入支援課 宛
メールアドレス	green@isico.or.jp

(6) 相談先

申請書類や提出方法等に関する相談がありましたら、下記までご相談ください。 (作成した事業計画書の事前確認は行っておりません。)

相談窓口	連絡先
石川県産業創出支援機構 企業振興部 設備導入支援課	076-267-1174
石川県 商工労働部 産業政策課 競争力強化推進グループ	076-225-1512
【「いしかわ事業者版/工場・施設版環境 ISO」について】 石川県 生活環境部 温暖化・里山対策室	076-225-1462

6 事業の選定

(1)審查方法

- ・申請書類は、外部有識者等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。
- ・必要に応じて、申請書類の内容についてヒアリングする場合があります。
- ・審査経過に関する問い合わせには一切応じられません。
- ・採択案件の決定後、すべての申請者に対し、速やかに採択もしくは不採択の 通知を行います。

(2)審査基準

<u>「省エネのみ」の場合、「省エネ+再エネ」の場合を区別せず</u>、以下の観点から、 総合的に審査します。

① 事業計画の妥当性

- ・事業計画の内容は妥当であるか
- ・事業計画がコスト削減に資する取組であるか
- ・自社のGX推進に繋がる取組であるか
- ・取組にかかる経費は妥当であるか

② 事業の費用対効果

・コスト削減に関する費用対効果が高いか

③ モデル適切性

- ・業界特有の課題に対する取組が含まれているか
- ・他企業に波及しやすい取組であるか

(3) 補助金の交付について

- ・採択決定後の交付申請手続きでは、「交付申請書」だけでなく、「見積書(経費の内訳が分かるもの)」も提出のうえ、石川県産業創出支援機構で事業予算を確認した上で交付決定となります。また、交付決定後、補助事業に着手することができます。
- ・事業終了後1か月以内もしくは<u>令和6年2月29日</u>のいずれか早い日までに、「4 補助対象経費(3)実績報告時に提出が必要な書類」に記載された書類を提出いただいた上で、精算払となります。
- ・実績報告書の提出期限を過ぎた場合、交付決定の取消しとなる場合があります。

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんのでご了承ください。

(1)情報の公開

原則として、採択となった場合には、企業名、代表者名、テーマ名等を公開します。

(2) 省エネ・再エネ効果のフォローアップ調査

補助事業の終了後、石川県産業創出支援機構から、省エネ・再エネ効果等に関する聞き取り調査、アンケート調査等を行うことがあります。また、補助事業終了後5年間、別途指定する様式に従って報告書を提出していただきます。

(3) モデル事業としての情報発信

補助事業の終了後、上記(2)の調査結果に関して、県・石川県産業創出支援機構のホームページ上での公開やセミナー等での発表を依頼することがありま

す。

(4) 補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、 もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なけれ ばなりません。

(5) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(6) 検査

事業期間中の進捗状況確認および事業終了後の確定検査のため、石川県産業創出支援機構が実地検査に入ることがあります。

(7) 事業により取得した機械の管理等ならびに補助金の返還

取得財産のうち、税抜単価 50 万円以上の機械等の財産または効用の増加した 財産(処分制限財産)について、処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交 付の目的に反する使用、譲渡、廃棄、交換、貸し付け、②担保に供する等)しよう とするときは、事前にその承認を受ける必要があるほか、実際に取得財産を処分 した場合は、補助金の全部または一部の返還を求めます。

(8) 収益納付

本事業による事業化または知的財産権の譲渡または実施権設定およびその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部または一部に相当する金額について納付を求めることがあります。

<事業スケジュール>

日程	実 施 内 容	
令和5年3月28日 ~5月31日	事業計画書等の提出【申請者 → 石川県産業創出支援機構】	
令和5年6月頃	● 審査 【石川県産業創出支援機構】	
令和5年6月下旬	 採択の連絡 補助金交付申請にかかる手続き ① 交付申請書、見積書の提出 【申請者 → 石川県産業創出支援機構】 ② 交付決定通知の送付 【石川県産業創出支援機構 → 申請者】 ※ 全ての採択企業の交付申請日、交付決定日は同一日付となります。(採択時にお伝えします) 	
(事業期間中 ~事業終了後)	● 進捗状況の現地確認【石川県産業創出支援機構 → 申請者】	
事業終了後 1 か月以 内、もしくは、令和 6 年 2 月 29 日のいずれ か早い日	 ● 実績報告書の送付 【申請者 → 石川県産業創出支援機構】 (実績報告書、支出に関する書類、取得財産管理台帳など) ※ 事業終了後速やかに提出してください。 ※ 提出期限を過ぎた場合、交付決定の取消しとなる場合がありますのでご注意ください。 ● 補助金額の確定通知送付【石川県産業創出支援機構 → 申請者】 	
確定検査終了後 速やかに	 ◆ 精算払請求書の送付 【申請者 → 石川県産業創出支援機構】 ◆ 補助金の支払い 【石川県産業創出支援機構 → 申請者】 	